

④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）に基づく自然遺産地域は存在しない。

⑤ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区は存在しない。

⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により登録された湿地

対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号）により登録された湿地は存在しない。

⑦ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、表3.2-70及び図3.2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、県指定の鳥獣保護区及び県指定特定猟具（銃器）使用禁止区域が存在している。

表 3.2-70 対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区等

図中 番号	名称	指定区分	面積 (ha)	存続期間
1	足立山	県指定鳥獣保護区	1,903	令和15年11月14日
2	石峰山	県指定鳥獣保護区	1,850	令和11年11月14日
3	若松	県指定特定猟具（銃器）使用禁止区域	1,703	令和11年11月14日

注：図中番号は、図3.2-16の番号に対応する。

「令和6年度福岡県鳥獣保護区等位置図」（福岡県、令和6年）より作成



図 3.2-16 鳥獣保護区等の指定状況

2) 文化財関係

① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）、「北九州市文化財保護条例」（昭和 45 年北九州市条例第 32 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物の指定状況は、表 3.2-71 及び図 3.2-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には国指定の天然記念物「夜宮の大珪化木」、北九州市指定の史跡「一本松塚古墳」等が存在している。

表 3.2-71 対象事業実施区域周辺の史跡・名勝・天然記念物

図中 番号	区分	種別	名称
1	国指定	天然記念物	夜宮の大珪化木
2	市指定	史跡	森鷗外旧居
3	市指定	史跡	一本松塚古墳

注：図中番号は、図 3.2-17 の番号に対応する。

「指定文化財」（北九州市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

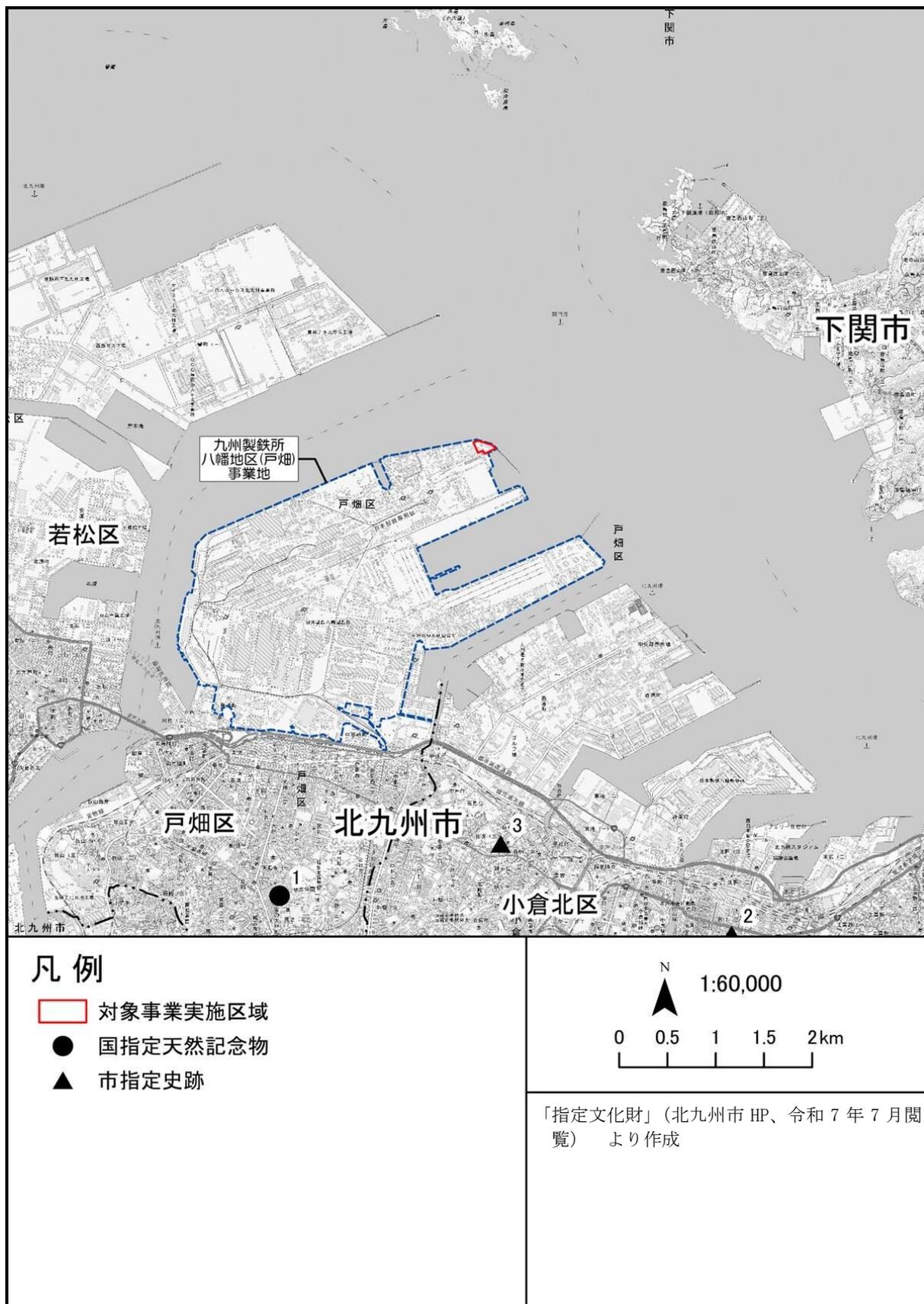


図 3.2-17 史跡・名勝・天然記念物の位置

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2-72 及び図 3.2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には「境鼻番所跡」や「洲口番所」等が存在している。

表 3.2-72 対象事業実施区域周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

図中 番号	名称
1	室町遺跡
2	鋳物師町遺跡
3	日明南町横穴
4	日明一本松塚古墳
5	境鼻番所跡
6	千防遺跡
7	初音遺跡
8	洲口番所
9	牧山横穴群
10	新町遺跡
11	牧山古墳群

注：図中番号は、図 3.2-18 の番号に対応する。

「G-motty 行政情報」（北九州市、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

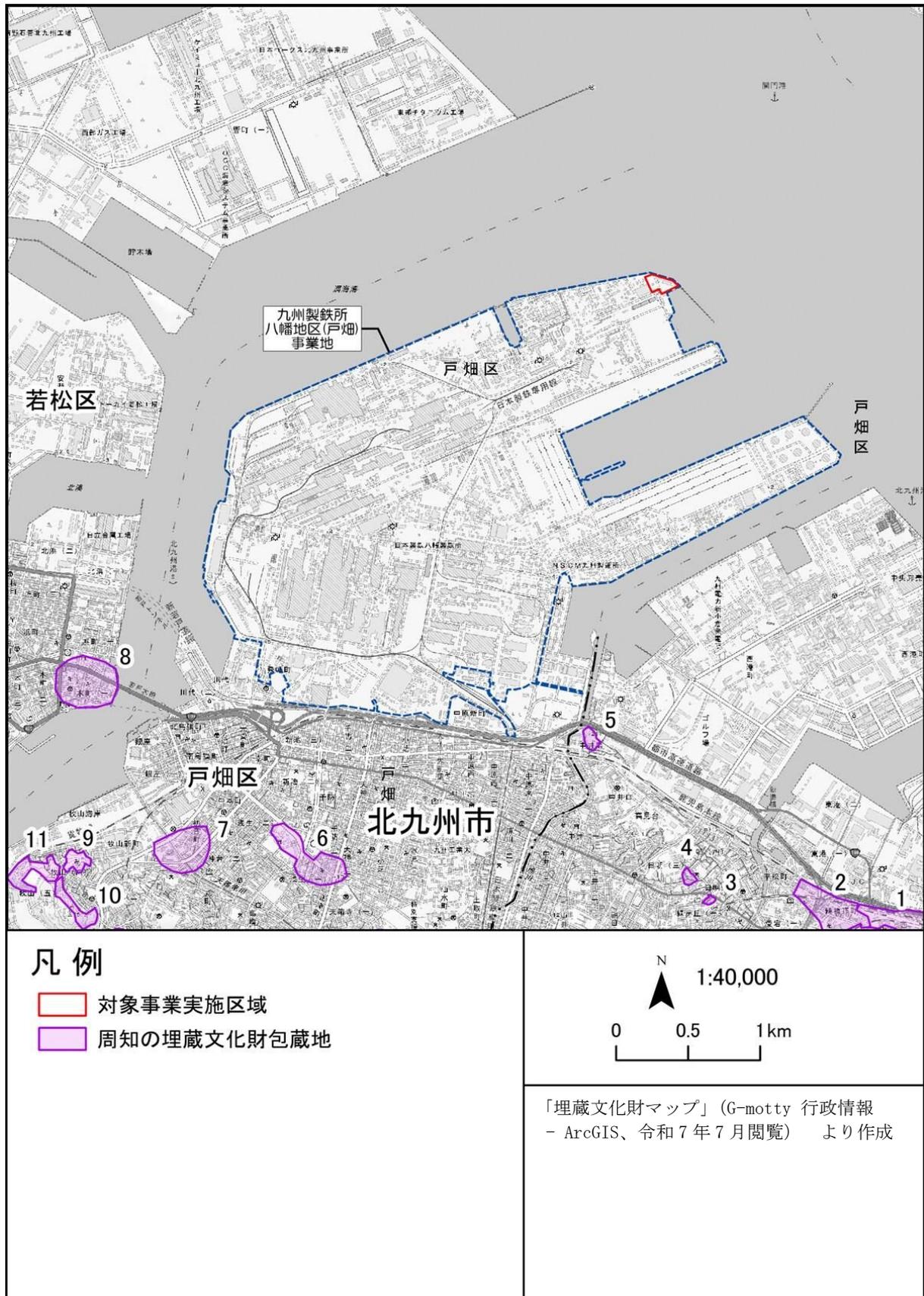


図 3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置